

# 俳句のまちあらかわ 俳句にふれてみよう

## 第23回 あらかわ俳壇作品募集

題 晩秋・石路の花・木の葉・当季雑詠

- 対象** ▶一般の部……15歳以上の方（中学生は不可）  
▶小中学生の部…小・中学生
- 賞・賞品（各部門）** ▶特選（1句）…区内共通お買い物券3000円分（一般の部のみ）、俳句グッズ  
▶入選（5句）…俳句グッズ
- 選者** 荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏

**投句方法**

区役所3階文化交流推進課、あらかわエコセンター等の各投句箱、はがき・ファクス・荒川区ホームページで、住所・氏名・年齢（小中学生の部は学校名・学年も）・電話番号・応募部門・俳号（ある方のみ）・作品（ふりがな）を記入 ※未発表の作品に限ります ※投句数の上限はありません ※応募原稿は返却せず、著作権は荒川区に帰属します

**締切り**

12月31日（消印有効）

**応募問合せ**

〒116-8501（住所不要）あらかわ俳壇事務局（文化交流推進課内）  
☎（3802）3795 FAX（3802）4769

これまでの「あらかわ俳壇」「さくら投句会」の入選作品を毎週水（予定）に荒川区公式Twitter・Facebookで紹介しています。

## 俳句のまちあらかわ フォト俳句コンテスト

俳句と写真をセットにした「フォト俳句」の作品を募集します。

- 募集部門** ▶一般の部（中学生以上の方）、こどもの部（小学生以下のお子さん）…荒川区の風景  
▶課題写真の部…指定の写真（応募用紙・右ホームページ参照）から選択
- 賞・副賞（各部門）** ▶一般の部 ▶特選（3句）、入選（6句）…荒川区の工芸品  
▶こどもの部 ▶佳作（9句）…荒川区オリジナルグッズ  
▶課題写真の部 ▶入選（15句）…区内共通お買い物券5000円分
- 選者** 俳人・対馬康子氏、堀田季何氏、佐々木忠利氏

**応募用紙の配布**

区役所6階観光振興課等 ※荒川区ホームページからもダウンロード可

**応募方法**

10月1日（金）～令和4年1月14日（金）（必着）に郵送・下記ホームページで、応募用紙を、〒100-0011東京都千代田区内幸町2-1-4日比谷中日ビル3階「フォト俳句コンテスト」事務局（株式会社東京アドレップ内）  
🌐 <https://www.haikunomachiarakawa.com>  
※未発表の作品に限ります  
※一般の部・こどもの部は、区内で撮影した写真を同封

**問合せ**

観光振興課観光振興係 ☎内線461

## 現代俳句講座 季語は生きている

- 日時** 11月20日（土）午後2時～4時
- 会場** ゆいの森あらかわゆいの森ホール
- 対象** 区内在住・在勤・在学の方 **定員** 10人（申込順）

**講師**

現代俳句協会副会長・筑紫磐井氏

**費用**

無料 **主催** 現代俳句協会

**申込み**

10月1日（金）～22日（金）に電話・電子メールで、住所・氏名・年齢・電話番号を、文化交流推進課文化振興係  
☎内線2521 ✉ [bunka@city.arakawa.tokyo.jp](mailto:bunka@city.arakawa.tokyo.jp)

# 歩きやすい きれいなまちに

申請・申込み・問合せ

- ▶区道上…土木管理課占用係（区役所北庁舎2階）☎内線2714  
▶都道上…東京都第六建設事務所管理課 ☎（3882）1231

## 道路に物を置いてはいけません

道路上に商品や、看板・のぼり旗等を置くことは、車・歩行者等の安全な通行を妨げるため、罰則をもって禁止されています。

※道路を不法占用した者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます

### 道路上の袖看板や日よけ等は「道路占用許可申請」を

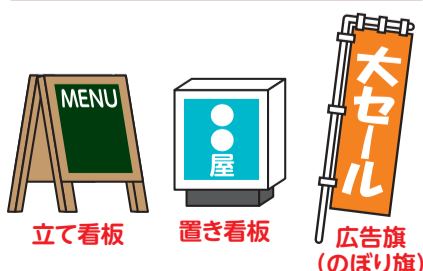
道路上に袖看板や日よけ等が出る場合や、工事等で足場や仮囲い等を設置する場合は、道路管理者（区役所等）に「道路占用許可申請」をしてください。

許可を受けている場合でも、定期的に点検や補修を行う等、安全な維持管理に努めてください。

**道路占用許可が受けられる例**



**道路占用許可が受けられない例**



## 違反広告物をなくしましょう

区では、電柱や街路樹等にはられたはり紙・看板等のうち、条例・規則に反した違反広告物を撤去しています。違反広告物を見かけたら、区へ連絡してください。

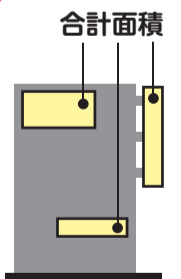
### 屋外広告物の表示は「許可申請」を

屋外広告物は、建物の屋上や外壁に設置されている会社名等の商業広告だけでなく、文字が表示されていない絵や商標等も含まれます。区内で屋外広告物の表示等をする場合は、区に「許可申請」をしてください。

### 合計面積が一定以下の自家用広告物は、許可申請は必要ありません

- ▶自家用広告物 自己の店舗やテナント等に、その店名や名称等を表示した広告物
- ▶用途地域ごとの合計面積の上限

用途地域	合計面積
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域等	5㎡以下
第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域等	10㎡以下



### 違反広告物除却協力員として活動しませんか

区では、違法にはられたはり紙や、立看板等の違反広告物をなくすために活動する協力員（ボランティア）を募集しています。

- 委嘱・活動開始** 10月（予定）
- 対象** 区内在住の20歳以上の方
- 定員** 20人程度（申込順）
- 活動内容** 違反広告物（はり紙）の撤去